

平成25年11月11日

東村山市長は、本日、地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を行いました。

記

- 1 被処分者 市民部課税課主任 48歳 男
- 2 処分発令日 平成25年11月11日
- 3 処分の内容 停職6箇月
- 4 処分の理由 不適正事務処理

平成18年度から平成24年度に在籍した健康福祉部において、生活保護費の誤支給等の不適正な事務処理を行った。誤支給となった件数及び額は、7年間で過大支給70件で47,048,652円、過少支給47件で8,846,031円である。

上記処分に伴う関係職員の処分については、以下のとおりとなります。(処分発令同日)

現所属	元所属	年齢	性別	処分内容	非違行為の概要
市民部 再任用主任	健康福祉部 部長	61歳	男	戒告	指導監督不適正
健康福祉部 次長	同左	58歳	男	戒告	指導監督不適正
子ども家庭部 次長	健康福祉部 課長	49歳	男	戒告	指導監督不適正
健康福祉部 課長	健康福祉部 係長	58歳	男	戒告	指導監督不適正
市民部 課長	健康福祉部 課長	51歳	男	減給 (10%、1箇月)	指導監督不適正
議会事務局 係長	健康福祉部 係長	41歳	男	減給 (10%、1箇月)	指導監督不適正